

韓国 — ステンレス棒鋼AD措置サンセットリビューの概要 (WT/DS553/R)

高崎経済大学経済学部国際学科

教授

梅島 修

1. 事案の概要

- 韓国調査当局は、2017年3月20日付の日本産、インド産及びスペイン産のステンレス棒鋼AD措置第3回サンセットリビュー最終決定において、AD税撤廃により日本産品の輸入価格は急落して輸入数量が増加すると想定され、これにより国内産業の損害が再発する可能性が高い、と判断した。
- 日本は、当該判断の基礎となった中間認定のうち、主に、第三国輸入の影響及び関係を含めた日本産品の価格及び数量効果分析についてAD協定との整合性を争った。また、サンセットリビュー手続におけるファクツアベイラブルの適用、情報の秘密扱いの主張を黙示により行うことのAD協定との整合性についても問題とした。

2. 主要論点と結論

- 11.3条の「unless」と「would be likely to lead to」との文言から、同条はAD税撤廃が国内産業の損害の再発とが原因と効果(の可能性)の関連性(link)にあることを前提条件としている。ただし、ダンピング輸入と国内産業の損害との因果関係を立証することを求めていない。
- 日本産品の価格はAD税撤廃により下落したとしても韓国産品価格よりも高い。この事実は、価格に敏感なステンレス棒鋼市場においてAD税の撤廃による輸入価格低下が「必然的に」「疑いなく」韓国産品の価格競争力を弱めるとの調査当局の認定と整合しない。
- AD税の撤廃により輸入はAD税賦課以前の状態に戻るとの韓国的一般論は、合理的ではあるが個別事例の事実によって裏付けられなければならない。本件では、輸出国によって異なる価格水準を考慮し、数量増加の可能性について「偏向しない客観的な」事実評価を行うべきである。韓国調査当局は低価格の第三国輸入が既に大幅に増加して韓国産品に価格低下圧力をかけている状況において高価格の日本産品がどのように輸入数量を拡大できるのかという内部的緊張関係を解決しなかつた。
- 上級委員会は「当局が行った一定の中間認定に誤りがあり、当該中間認定が調査当局の最終結論に極めて中心的部分である場合に、最終結論を無効とする」とのガイダンスを示している。本件ではダンピング輸入の価格急落の結果が最終決定の中心であることが明確である。よってAD協定11.3条不整合となる。
- 調査当局が調査範囲(剥離工程の生産能力)を利害関係者に通知せず、当該範囲のデータ提出及び意見陳述の機会を与えなかつたことは不適切である。特に、利害関係者には対象産品に限定すると通知して、その後に調査範囲を拡大したことを知らせなかつたこ

とは、11.3 条の *review* との文言から求められる「適切な程度の注意」を怠った。

- AD 協定 6.8 条は「必要な情報」についての条項で、同条の定める条件が充足されたとき、調査当局はアクツアベイラブルを適用することが認められる。同条の文脈から、「必要な情報」とは、利害関係者が保有しているが調査記録にない情報で、それゆえに当局が提出を求めたものを意味する。何が「必要」な情報かは、調査当局の行った評価の性質及び個別調査の状況によることとなる。本件の生産能力の稼働データは韓国調査当局の採用したアプローチから「必要」な情報である。日本の輸出者に必要な情報の基準変更を通知することなく別途の証拠(ISSF データ)を採用したことは、6.8 条に不整合な状況でのアクツアベイラブルの適用である。
- AD 協定 6.5 条は、ある情報を秘密扱いするための正当理由の立証方法について特定していない。よって、特定の情報を伏せた書類の提出をもって正当理由が「默示」により主張されたとする実務対応は必ずしも同条不整合となるものではない。しかし、本件において、韓国調査当局が秘密扱いとする正当理由を確認したことを示す言及はなく、よって、韓国調査当局が正当理由を適切に示されたことを確保したことをパネルとして確認する根拠がない。よって、韓国調査当局は 6.5 条に不整合に行為した。

3. 本件判断の意義

- 本パネルは、AD 税の撤廃によりダンピング及び損害の継続又は再発が引き起こされる可能性があるという関連(nexus)が明確に立証されなければならない、とした先例を踏襲して、AD 税の撤廃と国内産業の損害の可能性を関連づけるために、調査当局は、AD 税の撤廃による措置対象產品の価格変動、それによる輸入国市場への影響、そして当該影響による国内産業の損害の可能性、という各段階について立証する義務があることを示した。これは、サンセットリビューにおいても、実質的に、その他の要因の影響検討を含む AD 協定 3.2 条に類似する価格効果分析、数量効果分析、さらに 3.4 条に類似するダンピング輸入により想定される国内産業の損害分析を要するとしたものとして評価できる。
- 本パネルは、11.3 条の “*review*” を行うことの要請から、調査当局はサンセットリビュー決定に必要となる情報を利害関係者に知らしめる必要があること、また、当局が利害関係者の有する情報の提出を求めたときは利害関係者に提出すべき情報の範囲を明確に示した後でなければ二次的情報(アクツアベイラブル)に依拠できないこととの判断を示した。しかし、いずれの情報の提出を利害関係者に求めるかは調査当局の裁量である。
- 韓国法に定める分類の一つに該当することは明らかである情報であれば当該情報を伏せた書類の提出をもって「默示の主張」とすることで十分であろうとした本パネルの判断は、情報の提出者が正当理由を示さなければならないとした先例と異なるものである。しかし、本パネルが「韓国調査当局が默示の主張を検査する制度」にないと認定し、個別事例の問題として默示による正当理由の証明がなされたことを否定したことは、「默示の主張」という制度を認めることの危うさを認識したものと思われる。

韓国 — ステンレス棒鋼AD措置サンセットリビュー
(パネル報告書 2020年11月30日、WT/DS553/R)

高崎経済大学経済学部国際学科
教授 梅島 修

I. 本事案の概要

A. 紛争当事国

申立国: 日本

被申立国: 韓国

参加第三国: 中国、EU、インド、カザフスタン、ロシア、台湾、米国。

これらのうち、EU 及び米国のみが意見を提出した。他の参加第三国は意見書、口頭による議論のいずれも提出しなかった(5.1)。

B. 背景

1. 日本の主張の概要

本件は、韓国が課した、日本産、インド産及びスペイン産ステンレス棒鋼に対するアンチダンピング関税(AD 関税)について、韓国調査当局が行った第3回サンセットリビューにおける決定(2017年3月20日付)を問題として、日本が紛争を提起したものである。

日本は、韓国調査当局の決定のうち、AD 関税を撤廃すると AD 対象產品の価格が急落し、輸入数量が増加して国内産業に損害が再発する可能性が高い、とした結論を問題とした(7.58)。特に、その決定に至る中間認定である対象產品の累積評価、ダンピング以外の要因による損害の分析、日本產品の価格及び数量効果分析、日本の生産能力の分析について争った。また、サンセットリビュー手続におけるファクツアベイラブルの適用、情報の秘密扱いを行う根拠の默示と公開用要約、及び重要事実の開示についても問題とした。

2. 第3回サンセットリビューにおける損害の議論と決定

第3回サンセットリビュー申請書において、申請者は、国内産業の損害の再発の可能性に關し、「調査対象產品の購入の中心的決定要因は価格である」とし、AD 措置が適用された2004年以降現在まで「インド及びその他の国の大額の低価格輸入との競争に対処するため国内產品価格引き下げは不可避であった」と説明していた(7.65)。日本產品の価格は他の輸入及び国内產品よりも [非開示] 高いが、日本產品の当該データは AD 措置対象外の特殊鋼を含んでおり、それらを除外すれば顕著に低い価格であるはずである、と主張していた(7.66)。申請者は、また、サンセットリビュー公聴会において 304、316 といった汎用鋼ではイ

ンド産と日本産に価格差はないと証言し、韓国消費者もそれを裏付ける証言をしていた(7.67)。

かかる主張に対し、日本の輸出者は、高価値産品を高価格で輸出しており、低価格とは競争できないと主張して、激しい価格競争から低価格品の大量輸出を再開するとした韓国申請者の主張に反論した(7.69)。

韓国調査当局は、2015 年の価格競争について、輸入全体、各国産それぞれについて [秘密情報] ウォントンと評価し、AD 税を撤廃したときは日本産品の価格は [秘密情報] ウォントンとなって、価格競争力を大幅に回復する、と認定した(7.70)。それら数値は、日本産品全鋼種の平均再販売価格であるが(7.70-7.71)、韓国調査当局は、当該データを元に、AD 税を撤廃したときは日本産品の価格が急落し輸入数量が増加して、韓国国内産業に実質的損害の再発をもたらすとの結論に至っている(7.72)。

輸入数量について、日本の輸出者は、日本産品は高価格であって第三国との低価格輸入とは競争できないところから、韓国への輸出を増加させるインセンティブはない、と主張した。これに対し、申請者は、AD 税の賦課にかかわらず日本産品の輸入は増加しているのであるから、AD 税が撤廃されればさらに輸入量は増加する、と主張していた(7.89)。

韓国調査当局は、AD 税撤廃による輸入価格の急落の結果として日本産品の輸入増加が起こると想定され、これにより国内の同種の産品の価格競争力が弱体化する、と判断し(7.87-7.88)、AD 措置の延長を決定した。

C. 手続の経緯

2018年6月18日	日本、二国間協議を要請。
2018年9月13日	日本、紛争解決機関にパネル設置を要請。
2018年10月29日	紛争解決機関、パネル設置を採択。
2019年1月14日	日本、事務局長にパネル構成を要請。イレーヌ・フェルドマン(議長)、アナ・テレサ・カエターノ、ジャスティン・ウィックスによるパネルが構成される。
2019年9月9-10日	第1回パネル会合、同月10日、第三国会合。
2019年12月17-18日	第2回パネル会合。
2020年6月29日	パネル中間報告書を当事国に開示。
2020年10月21日	パネル報告書を当事国配布。
2020年11月30日	パネル報告書、公表。

II. パネル報告書の概要

論点 A: 先決的抗弁

1. 被申立国・韓国の主張

韓国は先決的抗弁として次の点を主張した。

- ① サンセットレビュー決定は、AD 協定 17.4 条の最終 AD 税、価格約束、暫定措置のいずれにも該当しない。よって、紛争解決制度の対象とならない(7.4)。
- ② 6.5 条、6.5.1 条に関するパネル設置要請は秘密扱いした情報を何ら特定していない。(7.6)
- ③ パネル設置要請の 1(b), 1(d), 5(c) は、二国間協議要請の範囲を超える、二国間協議がなされていない事項まで含んでいる。これは、DSU4.4 条、6.2 条、AD 協定 17.4 条に不整合である。(7.8)
- ④ 日本は第 1 回意見書において突如立場を変更して、原因との関連 (causal nexus) が立証されるべきとの議論を持ち出した。また、第 1 回意見書で 6.9 条及び 12 条不整合の主張において「ダンピング」に言及している。これら主張はパネル設置要請 4 及び 5 の範囲外である。(7.13)

2. 申立国・日本の反論

- ①について: パネル設置要請は最終 AD 措置を特定している。(7.4)
- ②について: パネル設置要請は最終 AD 措置を特定している。(7.6)
- ③について: パネル設置要請の 1(b), 1(d), 5(c) は単に主張を明確化したに過ぎない。(7.8)
- ④について: 原因との関連 (causal nexus) との別途の主張をおこなったものではない。(7.14)
また、パネル設置要請 4 及び 5 は、損害の可能性に限定していない。(7.15)

3. パネル判断

パネルは、パネル報告書において先決的抗弁事項について判断する(7.3)として、次の通り判断した。

①について:

日本のパネル設置要請は、2017 年 3 月 20 日付の韓国貿易委員会の最終決定の決議及び貿易調査局の最終報告書に記載された「ステンレス棒鋼に対する AD 税賦課」の継続を問題とする措置として特定し、韓国の 2017 年 8 月 17 日の WTO 通報を特定している。当該公告は「確定税」としているところから、DSU6.2 条及び AD 協定 17.4 条により要請される措置を適切に特定している。(7.5)

②について:

パネル設置要請は法的根拠として 6.5 条、6.5.1 条を特定し、措置の特定部分を示している。よって、DSU6.2 条不整合はない(7.7)。

③について:

パネル設置要請 1(b) には、損害の可能性の検討において適切な検討がなされなかつた要因として 2 要因が追加されているが、これらは、その他の要因による損害評価を問題とした二国間協議の過程から自然に発展したものとするのが合理的である。よって、二国間協議要請の本質的内容を変更したものとは言えない。(7.10)

パネル設置要請 1(d) には、ダンピング及び損害の継続・再発について、日本産品の輸入増加の影響が付け加えられているが、二国間協議要請は、韓国調査当局は当該輸入による第三国輸入及び韓国国内産品への影響について立証していないことに言及している。したがって、当該加筆は協議過程から自然に発展したものである。(7.11)

パネル設置要請 5 は、韓国の公告の記載は不十分であるとし、AD 協定 12.2 条、12.2.2 条、12.3 条を満たしていないとして、その問題点を主張したものである。二国間協議要請に比して 2 要素が加筆されているが、かかる加筆は紛争の本質的部分を変更するものではない。したがって、韓国の主張に根拠はない。(7.12)

④について:

日本の第 1 回意見書の原因との関連 (causal nexus) の議論は、損害の再発の可能性判断に対する請求の補強としてなされたものである。請求自体はパネル設置要請に明示されているものであるから、日本が不適切に議論を持ち出したものではない。(7.14)

パネル設置要請 4 は「ダンピング及び損害の継続・再発」と明確に述べ、同 5 は、「サンセットレビュー決定」と述べている。かかる請求には必然的にダンピングも含まれる。よって、紛争の範囲を第1回意見書で不当に拡大したものではない。いずれにせよ、日本のダンピングの議論は、損害の可能性の判断の一部分としてのダンピング判断についてであって、ダンピングの可能性の決定を争っているものではない。(7.15)

論点 B: 審査基準—事後の正当化

1. 申立国・日本の主張

韓国の主張の多くは事後の正当化 (*ex-post rationalization*) である(7.46)。パネルは、調査当局の決定文に明示されていない「暗示された」認定、分析、考察を検討することはできない。(7.41)

また、韓国提出の一部の証拠 (KOR-8, 13, 14, 17, 18, 21, 22, 24, 37, 41, 43, 51, 52, 53, 56, 57, 58, 62, 64, 68) は調査記録に含まれていない(7.47)。

2. 被申立国・韓国の反論

被申立国は、調査当局の決定の合理性を確認するために調査記録上の証拠、また、調査当局の決定に「暗示」されている中間認定または検討に依拠することができる(7.41)

日本主張の証拠は、調査当局がサンセットレビューにおいて検討したことが合理的に暗示

されている(7.47)。

3. パネル判断

a. 事後の正当化

調査当局の決定・調査報告書における説明とは関連のない説明は事後の正当化(*ex-post rationalization*)であって、たとえ調査記録に基づいたものであっても、調査当局の結論は理由ある適切なものか否かのパネル判断の根拠とはならない。調査当局の決定に代えてかかる正当化を受け容ることは、実際に調査当局が行った判断を代替することとなり、AD 協定 17.6 条の基本的責務に反した新規の(*de novo*)検討を行うこととなってしまう(7.41、7.44)。

韓国が主張する通り、被申立国は、調査当局が検討した証拠である限り、調査当局の決定を明確化するために調査記録上の証拠に依拠して説明する権利がある。また、一定の中間認定または検討は決定に「暗示」されているとの韓国の主張にも同意する。しかし、新たな又は異なる理由説明を根拠付けるために「暗示された」分析又は引用されていない証拠に依拠することはできない。(7.41)これは、韓国が韓国調査当局の決定の意味を明確化することを、かかる明確化が新たな論拠とならない限り、アприオリに排斥するものではない(7.44)。

異なる章に含まれている当局の判断を関係づけて説明することは排除されない(7.42)。しかし、報告書に分散した結び付けられていない言及をつぎはぎして当局の結論の裏付けと認定することは、パネルの責務ではない(7.43)。

なお、日本の事後の正当化の主張は多岐にわたるため、問題とされた韓国の論拠が韓国調査当局の決定を支持する可能性がある限りにおいて検討する(7.44)。

b. 韓国の提出証拠についての異議

ロシ亞ー商用車事件で上級委員会が示した通り、ある証拠が調査記録に含まれていないとの主張がなされたとき、パネルは当該証拠が真正であり同時期のものであることを確認する必要がある(7.48)。韓国国内法に証拠記録の管理に関する規定がないため、証拠の全体の状態から判断する。韓国は、問題とされた証拠は調査当局の明示的な決定を直接または中間認定を介して裏付けるもの又は結び付けるもので、調査申請書の添付書類、現地調査により入手したもの、OTI 最終報告書が言及したデータ、調査当局が職権で収集したものであると説明した。

かかる証拠は、調査記録と真正かつ同時期の証拠であることに疑いはない。日本の主張を排斥する。(7.49)

論点 C: 11.3 条サンセットレビュー条項の法的基準

1. 申立国日本の主張

調査当局は、AD 税撤廃と国内産業の損害の再発の可能性との関連 (causal nexus) を立証しなければならない (7.53)。

2. 被申立国・韓国の反論

国内産業の損害の再発は、AD 税撤廃との関連性 (nexus) が示されれば十分である。日本の主張はサンセットレビューにおいて新たな因果関係分析を要求するものである (7.53)。

3. パネル判断

両当事国とも、パネルの「客観的な評価」は、DSU11 条により、調査当局はどのようにして事実認定を調査記録上の証拠により裏付けているのか、また、それら事実認定がどのようにして全体の決定を裏付けているかについて「理由ある適切な」説明を提供しているかを基準とするなどを認めている。よって、これをベースとして検討する (7.34)。

「unless」と「would be likely to lead to」との文言から、11.3 条は AD 税撤廃と国内産業の損害の再発とは原因と効果 (の可能性) の関係にあることを前提条件としている (7.53)。ただし、同条は AD 措置の撤廃と損害の再発との間に関係があると判断するための特段の方法を定めていない。また、同条は当該関係について評価することを求めてはいるものの、ダンピング輸入と国内産業の損害との因果関係を改めて立証することを求めていない (7.54)。

11.3 条は、「見直しを行う」 ("review")、「決定する」 ("determine") との文言から利害関係者の提出した主張及び証拠を客観的に評価し、厳密な検討を行うことを求めている (7.55)。かかる検討には、11.4 条により、証拠及び適正手続の規律が適用される。当局には積極的な決定行動を行う役割がある。もし、利害関係者の立証しようとした事実に不完全なところがあれば、関係する情報を積極的に探し、その欠点を明確にする義務を有している。他方、裏付ける証拠を伴わない利害関係者の主張は、特に当該証拠が当該利害関係者の所持するものであるときは、限定的な分析に留まることは合理的である (7.56)。

論点 D: AD 措置撤廃後の日本産輸入の価格効果による損害の再発の可能性

1. 申立国・日本の主張

韓国調査当局が、AD 措置が撤廃されると調査対象産品の価格が急落して輸入量が増加することにより国内産業が実質的な損害を被る可能性が高いと結論したことは誤りである。韓国調査当局は、日本産輸入の価格急落の結果生じ得る事態を適切に分析していない (7.58)。特に、次の点について、韓国調査当局は誤った認定を行った。

- ・ 日本産輸入の価格急落は国内産品の価格競争力を弱める。

- ・日本産輸入の価格急落は日本産の輸入量を増加させる。
- ・各国産の輸入について、異なる汎用鋼と特殊鋼の構成を考慮せずに全鋼種平均価格を国内産業に与える影響の検討の基礎とした(7.60)。

日本産輸入の価格は相当に高く、AD 措置を撤廃した後に下落したとしても、韓国産品に負の影響を与えることはない(7.62)。日本産品の価格は AD 税がなくとも韓国国内産品よりも高い。(7.75)

ステンレス棒鋼の価格敏感性からすると、韓国調査当局は、顕著に高い日本産品がどのように韓国産品の価格競争を弱めるものであるか説明していない。本件は、第三国からの大量の輸入が韓国産品に価格圧力をかけているものである(7.75)。

2. 韓国の反論

AD 税の撤廃により、輸入価格は少なくとも AD 税と同等水準まで自動的に低下する。韓国調査当局は「かかる下落は国内価格に対して追加圧力となる」と認定し、さらに AD 税措置適用以前の状況など中間認定全体から、AD 税の撤廃によりダンピングが継続し国内産業の損害が再発する可能性があると判断した。かかる判断は合理的である(7.63)。

韓国調査当局によれば、ステンレス棒鋼はその鋼種認証が必要であるが、同一の鋼種認証を得た鋼材間には互換性があり、その間での競争が生ずる。この点から、調査当局は AD 税撤廃後に日本産の価格競争力が各鋼種において改善されることを考慮したものである(7.73)。

韓国調査当局は、また、品質、信頼性、技術的優位性が価格差につながっていると認定した。特に、日本産品と韓国産品は品質に高い信頼性がある一方、インド、中国産は高い価格競争力を有している、と認定している(7.74)。韓国調査当局は、日本産品は優れた品質及び信頼性を有すると認識されているために価格プレミアムを有していると認定したものである。日本産品の平均価格が韓国産品よりも高いことは、鋼種構成に若干の差異があることから説明できる。日本産品輸入は高価格であるからといって競争関係にないことを示すものではない。日本産品の価格は、複雑な市場法則から、AD 税撤廃後は AD 税額を上回って低下する(7.79)。

3. パネル判断

調査記録は、304、316 といった特定の鋼種の需要は価格に特に敏感であるとしても、購入判断に価格が最も重要な要因であることは全ての鋼種においてであることを示している(7.68)。

日本が主張する通り、「消費者は低価格品を選好する」と当初調査で認定されており、価格に敏感な市場において、国内の同種の産品よりも顕著に高い価格が国内の同種の産品の価格競争力を弱めるものであるか明確ではない(7.76)。よって、AD 税の撤廃による輸入価格低下が「必然的に」「疑いなく」国内の同種の産品の価格競争力を弱めるとの韓国の主張に同意しない。日本産品の価格は AD 税撤廃による価格下落があったとしても国内の同種の産品価格よりも高い。この事実は、ステンレス棒鋼は価格に敏感な市場であることと整合しない。韓国

調査当局は、この明らかな矛盾に目を向けるべきであった(7.77)。

韓国は高価格であっても競争が欠如することを意味しないと主張する。かかる可能性を排除するものではないが、韓国調査当局はこの点について説明していない(7.78)。

11.3 条は価格の押し下げ分析や上昇の妨げ分析を法的に要求するものではない。本件の個別の状況がかかる分析を要請しているものである。即ち、韓国調査当局は、2015年日本の日本産品の平均再販売価格は顕著なものであるとし、ステンレス棒鋼は価格が最も重要な要因であるとし、申請者自身が価格圧力の源泉は低価格輸入であるとしていた。かかる状況においては、調査当局は高価格である日本産品がどのように国内価格の競争力に影響したか検討することが期待される(7.78)。

韓国は、日本産品の品質による価格プレミアムを主張するが、調査当局は日本産品及び韓国産品の双方が他の輸入に対して価格プレミアムを有すると認定したものであって、日本産品は韓国産品に対して価格プレミアムを有するとの認定をしていない。韓国の当該主張は事後の正当化である(7.80)。

韓国は、日本産と韓国産の全ステンレス棒鋼の平均再販売価格の差はそれら産品の鋼種の数量構成の違いにより説明できる、鋼種別の比較により立証できるのであれば当該平均価格は関係のないものとなる、と主張する。しかし、韓国調査当局は価格について、製品構成、鋼種、品種などの調整をしておらず、また、鋼種別の比較も行っていない。よって、鋼種構成の差について推測することはしない(7.81)。

韓国は、全ての生産者は全ての鋼材を生産できるのであるから、高価格の日本産輸入鋼材と低価格の韓国鋼材は全体として同一の需要に対して競争しているものであり、価格ギャップは無関係であると主張する。しかし、韓国調査当局は日本の輸出者が実際に韓国へ出荷した価格に基づいて認定したものであり、日本の生産者がどのような鋼材を生産することが可能であるかについて認定していない。韓国の主張は事後の正当化である(7.82)。

韓国は、AD措置の撤廃により日本産品価格はAD措置の程度以上に下落する可能性があると主張する。しかし、韓国調査当局の判断は、AD税額分の価格引き下げに基づくものである。その決定から「暗示された」事実認定があるとは認められない(7.83)。

以上から、韓国の主張を退ける。

論点 E: AD措置撤廃後の日本産輸入の価格急落の結果としての輸入数量増による損害の再発の可能性

1. 申立国・日本の主張

日本の輸出者は高価格帯の市場に集中しており、AD税が撤廃されたとしても低価格の第三国産品と競争するインセンティブはない。韓国調査当局は、既に多量に輸入され非常に大きな市場占拠率を有する第三国産が日本の輸出者から韓国輸出を増加させるインセンティブを削ぐことを検討していない(7.90)。

2. 被申立国・韓国の反論

AD税賦課以前の状況と比較すれば、日本産輸入は抑制され、輸入価格は吊り上げられていた。かかる貿易救済効果を発揮しているAD税が撤廃されれば、輸入数量が回復する蓋然性がある。証拠は、韓国市場が依然として魅力的であることを示している(7.91)。

米国国際貿易委員会(USITC)が本件サンセットリビューと同時期に行った日本産ステンレス棒鋼サンセットリビューにおける決定は韓国調査当局の当該判断が正しいことを確認している(7.104)。

3. パネル判断

AD税が貿易救済効果を発揮しているのであれば、AD税の撤廃により輸入はAD税賦課以前の状態に戻るとの韓国的一般論に合理性はあるが、かかるアプローチは事実により裏付けられなければならない。本件における日本の主張は、日本産は韓国産、第三国産よりも高価格であり、第三国産が既に高い市場占有率を有している状況では、輸入増加の意欲を削ぐものであり、特に汎用鋼において顕著であるとするものである。したがって、日本の主張に裏付けはないとの韓国の主張を退ける(7.92)。

価格に敏感である市場では、韓国主張的一般論を前提とすることはできない。異なる価格水準を考慮し、数量増加の可能性について「偏向しない客観的な」事実評価を行うべきである。インセンティブの欠如の可能性及び価格差による競争の欠如との日本の主張は、韓国の反論のような「単なる可能性」を主張しているに過ぎないものではなく、データに基づく別途のもっともな説明について、韓国調査当局が適切に検討しなかったことを問題としているのである(7.93)。

韓国は、全ての生産者は同一の鋼種及び品種を生産することができるのだから価格ギャップは無関係であるとする(7.94)。しかし、韓国調査当局は、価格が最も重要な要因で「消費者は低価格製品を選好する」との前提で決定しているところから、韓国の主張は受け入れられない(7.95)。

韓国は、韓国調査当局は第三国輸入の影響を検討したと主張するが、日本産輸入と第三国輸入との実際の価格差に目を向けていない(7.96)。また、韓国は、インド・中国産品に対する日本産品の価格プレミアムを主張するが、韓国調査当局はかかる点を検討していない。韓国の主張は事後の正当化に過ぎない(7.97)。

韓国調査当局は、みずから認定した1995年の韓国産品の価格は日本産品よりも[秘密扱い]安い一方、第三国輸入よりも[秘密扱い]高い事実、それらの市場占拠率、特に日本産輸入の市場占拠率は[秘密扱い]に過ぎないという事実、第三国輸入は既に国内の同種の産品に対して価格低下の圧力を加えている事実に、適切に目を向けなかったものである(7.98-7.99)。韓国の反論は韓国調査当局の判断に裏付けられていない(7.100)。

韓国は、日本の生産者の低稼働率及び日本産品の需要、米国やEUにおけるAD税賦課による韓国市場の魅力上昇、AD税撤廃後のAD税額を上回る価格引き下げを主張する。し

かし、韓国調査当局は、AD 税額分の価格引き下げに基づいて判断したものであり、その他の韓国主張の要因に基づいていない。韓国の主張は事後の正当化である(7.102)。

韓国主張の USITC のサンセットレビュー判断は、韓国調査当局の判断後のものであるから韓国調査当局が検討した関連「事実」にあたらない(7.104)。

以上のように、韓国調査当局は低価格の第三国輸入が既に大幅に増加して韓国産品に価格低下圧力をかけている状況において高価格の日本産品がどのように輸入数量を拡大できるのかという内部的緊張関係を解決しなかった。

韓国調査当局の失念は「偏向しない客観的な」事実の評価を反映したものではなく 11.3 条違反といえるレベルであるかについては、後段で検討する(7.105)。

論点 F: 日本産品の価格急落の影響分析における鋼種構成の変動

1. 申立国・日本の主張

韓国調査当局は、日本産品が韓国産品の価格競争力を弱めるとの結論に達する際に、国ごとの鋼種構成、特に汎用鋼と特殊鋼、の違いを検討しなかった。日本産品は、主に特殊鋼により構成されているのに対し、韓国産品は主に汎用鋼により構成されている(7.106)。

2. 被申立国・韓国の反論

日本は、汎用鋼と特殊鋼双方を同様な水準で輸出してきたものである。日本産品は特殊鋼が主体であるとの日本の主張は通関データに矛盾する。いずれにせよ、ステンレス棒鋼は全体として 1 つの同種の産品を構成するものであり、当該議論に正当性はない。また、日本の輸出者は鋼種別の価格データを提出していない(7.107)。

3. パネルの判断

日本は汎用鋼と特殊鋼の分類及びそれらの間の価格水準について信頼できる関係の存在を立証しなかった。むしろ、争いのない調査記録によると、日本の汎用鋼は異なる価格帯にあり、名称こそ汎用鋼であるが特定の仕様またはサイズのものであり、他の供給源からの鋼材に対して競争優位性はない。韓国が提出した価格データからも、汎用鋼であるから低価格であるとは言えない(7.108)。

よって、日本は、この点について韓国調査当局の分析に誤りがあることを立証しなかった(7.109)。

論点 G: 韓国調査当局の日本産品の価格急落の影響分析の誤りは 11.3 条違反を構成するか

1. 被申立国・韓国の主張

多数の要因に基づいた決定は、単にその一つの要因に欠陥があったからといって崩れるものではない。当該要因以外に当該決定を支持するに十分な事実があるときは、当該決定は維持される。韓国調査当局の決定は、次の事実により支持されているところから、維持されるべき場合にあたる。

- ・ 日本産品のダンピングマージンは 66% である。
- ・ ダンピング輸入全般及びに日本産品輸入は、レビュー期間終期に増加したもの、AD 措置以前よりも低い水準にあつた。
- ・ 対象 3 カ国とも、生産能力に余裕がある一方、生産設備を増設していた。
- ・ ダンピング輸入の価格は、AD 措置撤廃後、必然的に急落する。
- ・ 米国、EU 市場は貿易救済措置で保護されており、AD 措置が撤廃されれば韓国市場はより魅力的となる。
- ・ 韓国の国内産業の経済指標のいくつかは依然としてマイナスである(7.111)。

日本産品の価格急落は損害の可能性を裏付ける中間認定ではあるが、サンセットリビュー期間の価格の傾向は最終的な質問に答えるものではない。AD 税が撤廃された後は価格基盤が混ぜ返され、AD 税によって隠されていた価格競争力のある鋼種の販売が増加する可能性がある。したがって、価格急落の結果が損害の可能性の決定について決定的な要因ではない。(7.112)

2. 申立国・日本の反論

韓国調査当局の日本産品の価格の急落の分析及び当該急落と輸入数量増が国内産業に実質的損害を与える可能性が高いとの決定は、論理的飛躍があり、根本的に誤った理由説明である。日本の輸出者に輸出を増加させるインセンティブがなければ、輸入数量は増加しない。低価格の第三国輸入と競争するインセンティブはない。よって、日本産品の輸出は増加しない(7.113)。

韓国のその他の論点は、供給サイドの要因であって、損害の可能性の決定を支持するものではない(7.113)。

3. パネルの判断

韓国調査当局の誤りは中間認定にある。かかる誤りが最終的な結論を無効とする場合に、初めて 11.3 条違反となる。この点について、上級委員会は、日本-DRAMs(韓国)事件において、「当局が行った一定の中間認定に誤りがあり、当該中間認定が調査当局の最終結論に対して極めて中心的である場合に、最終的結論を無効とする」とのガイダンスを示している

(7.114)。

調査当局の損害の可能性決定では「AD 措置がひとたび撤廃されればダンピング輸入の価格の急落とダンピング輸入量の増加により国内産業の実質的損害が再発する」としている(7.115)。この文言から、ダンピング輸入の価格急落の結果が最終決定の中心であることが明確である(7.116)。よって、韓国調査当局が日本産品の価格急落の結果について「偏向しない客観的な」事実評価を怠ったことは、11.3 条違反となる(7.117)。

日本産品の輸出が増加するとの中間認定は価格の急落以外の要因から導かれたものではない。AD 税撤廃後、市場価格よりも高い日本産品にどのように追加需要が発生するか他の証拠からは立証されていない。よって、十分なインセンティブなしには日本の生産者は増産しないとする日本の主張を支持する(7.118)。

その他の日本の主張については、本事件の解決のために検討することを要しない(7.119)

レビュー期間の価格データから将来の価格を予測することには限界があるとの韓国の主張について、パネルとしての判断を示す必要はない。韓国調査当局は、レビュー期間の価格から AD 税額を控除して AD 措置撤廃後の価格水準を想定し、価格急落を評価しているものである。パネルがこれとは別途の推測を行うことは不適切である(7.120)。

論点 H: AD 協定 11.3 条に基づくその他の損害要因に関する日本の請求

1. 申立国・日本の主張

調査当局が損害の原因となるその他の要因、即ち、低価格での大量の第三国輸入、原材料の原価、及び国内及び輸出市場の需要低迷、を検討しなかったことは誤りである(7.121)。

2. 被申立国・韓国の反論

11.3 条は、その他の要因の検討を求めていない。そうであるものの、調査当局は第三国輸入を含むその他の要因について検討し、AD 税撤廃後に損害が再発する可能性があるとの判断を損なうものではないと調査報告書に明記した(7.122)。

3. パネルの判断

調査当局は低価格で大量の第三国輸入が日本産輸入の増加を妨げるであろうことを考慮することを怠った、と本パネルは認定した。したがって、第三国輸入についてはそれ以上の検討を要しない(7.123)。

その他の 2 要因(原材料原価及び韓国内需要の低下)について、日本は 11.3 条不整合を立証していない。日本は、調査当局が当該 2 要因を検討していないと主張するのみで、それら 2 要因がどのように AD 税撤廃と損害の再発との関係を切断したまたは減衰する(sever or diminish)かについて立証していない。また、日本の輸出者はサンセットレビュー手続において当該 2 要因について主張していない点にも留意する。かかる説明がないところ、それら要因は

日本産及び韓国産の双方に同様な影響を与えると期待されるであろう。よって、なぜ、韓国調査当局はそれら2要因がAD税撤廃と国内産業の損害の継続・再発との関係を切斷したまゝ減衰するかを検討しなければならないか明確ではない。(7.124)。

以上から、11.3条が調査当局にその他の要因について検討することを求めているか否かの議論については判断しない(7.125)。

論点I: 11.3条に基づく稼働状況に係る日本の請求

1. 申立国・日本の主張

調査当局は、日本の輸出者が提出した直接証拠を無視し、ISSF (International Stainless Steel Forum)の稼働率データに依拠して日本の稼働率から生産能力に十分な輸出余力がある、と判断した。かかる証拠に基づく判断は11.3条に不整合である(7.126)。

ISSFデータは、対象産品に加え、除外された製品及びステンレス形鋼を含んでいる一方、日本の輸出者データは対象産品に限定されている。対象産品以外の製品を含むISSFデータは不適切である(7.129)。

また、調査当局は、当初質問状で対象産品の生産能力データを求めていたにも関わらず、その関心は更に広範囲な製品生産能力にあることを利害関係者に通知しなかつた(7.133)。

2. 被申立国・韓国の反論

ISSFデータと日本の輸出者が提出した生産能力の情報のいずれを選択すべきかについての基準はない。日本の輸出者が提出した生産能力の計算方法は、輸出者によって異なっていた。また、日本の輸出者は生産能力を算出したベースとなつた検証可能な基礎データを提出しなかつた。他方、ISSFは定評と信頼性のある国際的な鉄鋼業界団体であり、データは会員、海外市場調査機関、公表された情報、「業界の基礎知識」から収集したものである(7.127)。

調査当局は、需要に応じてステンレス棒鋼生産に振り向けることができる生産設備全体の能力、即ち二次加工全体、を含むISSFデータを選択したものである(7.129)。

日本が主張する当初質問状はダンピング調査部が発出したダンピングの可能性のレビュー手続の質問状であつて、損害に関するものではない。この2つの手続を混同してはならない(7.134)。

3. パネルの判断

設備の稼働率を決定するための適切な方法について、11.3条は何ら言及していない。韓国が主張するように、サンセットレビュー期間に対象産品を生産していた設備の生産能力ではなく、対象産品の生産が可能な能力全体を検討することは合理的である(7.130)。生産する製品変更を技術的に行えるか、また行うインセンティブがあるかという検討は、11.3条により法的に要請されているものではないが、調査当局の決定の基礎となり得る(7.131)。よって、対象産品

を超える製品を範囲に依拠できるかという点については、日本の主張を退ける(7.132)。

しかし、調査当局が調査範囲を利害関係者に通知せず、当該範囲のデータ提出及び意見陳述の機会を与えなかつたこと、特に、利害関係者には対象製品に限定するとのみ通知していたにも関わらず、その後の調査範囲の変更を通知しなかつたことは不適切である。11.3条の“review”という文言から求められる「適切な程度の注意」(appropriate degree of diligence)を怠つたといえる(7.132)。本件はその場合にあたる(7.136)。

韓国調査当局の決定文は、明示的に、損害の可能性の章において日本の輸出者のダンピング調査質問状への回答に依拠していた。韓国の主張は、この点に正面から矛盾する。9月の損害調査部からの質問は「補遺質問状」と日本の輸出者は理解し、同部の公式日誌にも「追加補遺」とされていた。よつて、この点に関する韓国の主張を退ける(7.135)。

さらに2016年9月1日、日本の輸出者は共同で調査対象製品と明記した合計稼働率を提出している。同データに誤りがあつたため、2017年1月20日に訂正データを提出した(7.137)。

日本によると、2016年9月21日の調査当局と日本の輸出者との会合で、調査当局は後日に文書で追加質問を行うと述べたが、その後、そのような文書は発出されなかつたとする(7.138)。他方、韓国は、当該会合での口頭での質問において剥離機(peeling machines)の全生産能力、ステンレス棒鋼及び非ステンレス棒鋼の生産及び比率データを求めたが、提出しなかされなかつた、と主張した(7.140)。これに対し、日本は、9月21日の会合においても調査当局は対象製品以外の製品を含む生産能力データを要することを明確にしなかつたと反論する(7.141)。

この論争について、日本の主張に同意する。証拠は、調査当局が調査対象範囲を変更したことを日本の輸出者に通知したこと示していない。韓国主張のデータ要求がなされたことは調査記録にない(7.142-7.145)。

韓国は、2016年11月24日の公聴会及び同月30日の電話により、ステンレス棒鋼を生産する能力のある(capable)設備の生産能力及び稼働率データを求めたとする(7.146)。これに対し、日本は、それらの機会においてもAD措置から除外された製品及びその他の鉄鋼製品を含めることを特定した言及はなされていない、とする(7.147)。証拠を検討したところ、調査当局の指示は不明確である。韓国は調査当局の公式日誌にcapable、all facilitiesと述べたとある点を指摘するが、明確度の欠如から、額面通りに受け入れることはできない(7.148)。調査当局は稼働率情報の範囲を拡大したことを明示的に述べている証拠はない(7.149)。韓国は2016年9月の調査当局と日本の輸出者との会話は申請者に発出した損害質問状と「全く同一」であると主張するが、口頭による日本の輸出者との会話の書証におけるcapable, specific dataとの文言は、申請者に対する書面による要求よりもはるかに明確度が劣る(7.150)。

2017年1月11日の公式日誌によると、韓国調査当局は、日本の輸出者に対して、剥離機の状況、各剥離機の能力、生産能力の計算根拠、ダンピング輸入の年産量・日産量・期末在庫、特殊鋼の分類、の情報を要求したとされている(7.151)。韓国は、この要請は日本の回答企業に剥離機の全生産能力を求めたものであったが、剥離機の能力をもつて生産能力とすべ

きと主張していたのは日本の回答企業であったにもかかわらず、これまでと同じ数値を回答し、その基礎データを提出しなかった、と主張した(7.152)。これに対し、日本は、当該要請に除外製品及び他の鉄鋼製品を含むとの言及ではなく、むしろ「ダンピング輸入」との言及は要請範囲を対象產品に限定することを示しており、剥離機の能力とは対象產品についてであると理解していた、と反論した(7.153)。

この2017年1月11日の公式日誌は、AD措置撤廃後に対象產品生産に合理的に振り替え得る生産能力の情報を求めていることを日本の輸出者に理解させたことを、何ら示していない。同日誌は、ダンピング輸入の年産量及び日産量を求めたことを示しており、日本の輸出者が対象產品に係る剥離機の能力を求められていると推定することに正当な理由がある(7.154)。

韓国調査当局が発表した貿易調査室の中間報告書ではISSFの生産能力データが使用されていたところから、韓国は、日本の輸出者は生産能力について修正データを提出できたはずである、と主張する(7.155)。しかし、中間報告書は、日本の輸出者のデータを却下したとは述べていない。利害関係者に、報告書中のデータを逆計算して調査当局が求めていたデータの範囲を導き出す義務はない。また、韓国自身がサンセットレビューは対象產品に限定され、除外された製品は含まれないとしている。それから、中間報告書は日本の輸出者に韓国調査当局が必要とした情報を適切に知らしめたものではないとの日本の主張に合意する(7.156)。

韓国は、いずれにせよ、ISSFデータは国全体である一方、日本の輸出者データは会社別であるから、より適切なISSFデータに依拠することが合理的であると主張とする。しかし、ISSFデータは会社別に構成されており、その[秘密情報]を占める日本の輸出者の提出したデータが適切性を欠くとは言えない(7.157)。

韓国は、日本の輸出者毎に異なる計算方法、リビュー期間中の計算方法の変更、提出した生産能力の説明の変更から、日本の輸出者のデータに依拠することは求められない、と主張する(7.159)。日本は、意図的に輸出者毎に異なった計算方法を用いたものではなく、かかる相違を2017年1月20日の提出で訂正したとする(7.161)。

日本はかかる訂正を行ったものであるから、「偏向のない客観的な」調査当局であれば全体的な信頼性を失ったとの結論に至ることはできない、と考える(7.161)。かかる訂正は、剥離工程基準への変更(大同特殊鋼)、不注意による誤り(愛知製鋼)を自主的に正したものである。「偏向のない客観的な」調査当局であればそれら情報を信頼できないものとして直ちに却下するとの結論に至ることはできない(7.162)。

日本の輸出者の生産能力の説明は変遷したとの点についても、調査当局は当初質問において統一した計算方法によることを要求したものではなく、その計算方法の相違によって意味ある差異があるか調査しておらず、また、計算方法の違いに懸念を表明してもいい。よって、「偏向のない客観的な」調査当局であれば日本の輸出者の提出に信頼性がないと結論することはできない(7.164)。

韓国は、日本の輸出者の殆どの提出に誤りがあり、その状態から不注意なものではなく不誠実な回答であった、と主張する(7.165)。利害関係者が明らかに不誠実に参加し、データ操

作、改竄など調査に対する悪意ある行動を行っている証拠があれば、調査当局はファクツアベイラブルに依拠するときに、当該利害関係者に不利となる推定を行うことができよう。(7.166)。しかし、韓国調査当局は、日本の輸出者が不誠実な回答を行った等の認定を行っていない(7.167)。

韓国は、日本は WTO 紛争手続において誤解を招く議論と虚偽の事実を主張しているところ、そのような虚偽は不注意ではなく、悪意ある行為を行っていると主張する(7.168)。これは、重大な主張である。しかし、日本が悪意をもって WTO 紛争手続に従事していることを示唆するものはない。WTO 紛争における訴訟技術として又は敵対的な「弁論努力」として悪意の主張を行うことは DSU3.10 条の要請する誠意をもっての紛争手続への参加に叶うものではない(7.169)。日本の輸出者は、米国国際貿易委員会(USITC)の調査においても、稼働率は 92% であり、攻撃的な価格設定を行って対象商品を大量に輸出するインセンティブではなく、日本国内需要の充足に全集中していると主張するなど韓国第3回サンセットレビューと同様の主張をしていたところ、USITC は当該主張を受け入れている(7.172)。韓国は、日本の輸出者がサンセットレビュー手続において悪意をもって行為していたと韓国調査当局が認定したことを立証しておらず、また、日本が本紛争解決手続で悪意をもって行為していたことも立証していない(7.173)。

以上から、韓国調査当局は「偏向のない客観的な」稼働率の認定を行ったものではない(7.174)。

韓国は、たとえ稼働率の認定に誤りがあったとしても、他の証拠から輸出を拡大する十分な余地があったとの認定及び損害の可能性の決定は維持され、かかる決定を 11.3 条違反とするものではないと主張する(7.175)。これに対し、日本は、ISSF 生産能力データ及び稼働率の認定が輸出余力認定となり、AD 措置撤廃後の価格急落時に輸入増が生ずるとの認定となつたもので、韓国調査当局の損害の可能性の決定の「礎石」であると主張する(7.176)。

この中間認定の文言からすると、生産能力及び稼働率が AD 措置撤廃後の輸入数量増の中心的事実である。最終報告書はかかる輸入数量増を裏付ける他の事実に何ら言及していない。この事実認定がなかった場合に損害の可能性の決定が維持されるか否かを検討することは新規の検討(*de novo review*)となる(7.178)。損害の可能性の決定は、日本商品の価格急落と輸入数量増に基づいており(7.181)、したがって、日本の輸出者が韓国輸入数量を増加させる能力があるとの認定を裏付ける生産能力及び稼働率は韓国の損害の可能性の決定の中心的部分である(7.182)。よって、11.3 条違反を生じさせている(7.183)。

論点 J: ファクツアベイラブルを適用して認定した設備稼働データの AD 協定 6.8 条整合性

1. 申立国・日本の主張

韓国調査当局が日本の輸出者の生産及び輸出能力の判断に ISSF データをファクツアベイラブルとして適用したことは、11.4 条によりサンセットレビューに適用される AD 協定 6.8 条、附

属書II.3項及び7項に不整合である(7.184)。

2. 被申立国・韓国の主張

日本の生産・輸出能力は6.8条の「必要な情報」にあたらない。韓国調査当局は、国全体のデータを求めたものであり、輸出者別データを必要としたものではない。さらに、AD協定11.3条は生産データを「必要な」情報としているものではない。よって、韓国調査当局は、ファクツアベイラブルを適用したものではない(7.184)。

3. パネルの判断

AD協定6.8条は「必要な情報」に関する条項である。同条の文脈から、「必要な情報」とは、利害関係者が保有しているが調査記録にない情報で、それゆえに当局が提出を求めたものを意味する。また、調査当局が決定を行うために必要とした情報に関する。「必要な情報」について同条の定める条件が充足されたとき、調査当局はファクツアベイラブルを適用することが認められる(7.185)。

何が「必要」な情報にあたるかについて、AD協定は6.8条の文脈から読み取れる要件以上に明示されたガイダンスはなく、調査当局の行った評価の性質及び個別調査の状況によることとなる。また、11.3条に基づく決定を行うためのアプローチ及び方法は調査当局に裁量がある。本件の場合、生産能力の稼働データは韓国調査当局の採用したアプローチに照らして、明確に「必要」な情報である(7.186)。

韓国調査当局の当初質問状には、日本の輸出者が対象産品の生産能力を含むデータの提出を怠った場合にはファクツアベイラブルを適用する、とされていた(7.187)。その後、韓国調査当局は生産能力データの範囲を拡大するのであるが、それにより必要となった情報を利害関係者に通知した後でなければ、利害関係者が必要な情報の提出を怠ったことはならない(7.188)。

韓国は、ISSFデータを所持していたため調査記録に欠けていた情報ではなく、よって生産能力データは「必要な情報」を構成しない、と主張する。これに同意しない。韓国調査当局は当初質問状の発出時には対象産品の生産能力データを求めていた。よって、当該時に既にISSFデータが調査記録にあったことは韓国調査当局が必要とする情報が既に調査記録上にあったことを立証するものではない。その後の韓国調査当局の方針変更により、ISSFデータが韓国調査当局の「必要な情報」の範囲と一致したものである(7.189)。

本サンセットレビューの状況から、国全体データか輸出者別データは本質的に無関係である。ISSFデータは企業別の数値の合計値である。その点、申請者及び日本の輸出者の提出した数値は、日本の3輸出者は日本の生産能力の過半数を上回る圧倒的部分を占めているという想定を前提としていた。韓国貿易委員会(KTC)の委員は、当該3者からの生産設備稼働データが必要であるとして提出を求めた。それから、日本の輸出者からの生産能力データは「必要な情報」である(7.190)。

また、当初質問状における会社別生産能力データの要求とファクツアベイラブル適用の警告といったサンセットレビュー手続の文脈から、韓国調査当局は、日本の輸出者からのデータが日本全体の稼働率に到達するために欠くことのできないものと考えていたことを示唆する。さらに、KTC の企画財政部への文書には、日本の輸出者のデータを検討し、不足があったため ISSF データを使用した、としている。これらは、ISSF データが最初から検討対象であったものとする韓国の主張を裏付けるものではない(7.191、脚注 583)。

以上から、サンセットレビューに参加した日本の3輸出者の生産能力は AD 協定 6.8 条の「必要」な情報であると認定する。

また、韓国調査当局は、6.8 条に基づくファクツアベイラブルに依拠したものである。韓国調査当局は、日本の輸出者が「度重なる要請を無視して調査に協力しなかった」と認定している。これは、6.8 条に基づくファクツアベイラブルを適用するための論拠である(7.194)。

既に検討した通り、日本の輸出者は、韓国調査当局が合理的に対象商品の生産に転用できる生産能力のデータを必要としていたことに気づかされなかったものである。調査当局は情報に正当な懸念があるときは、ファクツアベイラブルに依拠する前に調査の合理的な段階を経なければならない。本件では、韓国調査当局は変更されたデータ範囲について日本の輸出者へ通知せず、ファクツアベイラブルを適用したものである。したがって、6.8 条、11.4 条に不整合である(7.196)。

論点 K: 秘密情報に関する 6.5 条に基づく請求

1. 申立国・日本の主張

韓国調査当局は関係書類中、102 件の情報を、正当理由を示さずに秘密扱いとした。これは、秘密扱いを求める者がその正当理由を提出することとした AD 協定 6.5 条及び 11.4 条に不整合である(7.197、7.206)。

また、次の点において、6.5 条に不整合である。

- ・ 3 件(日本の意見書附属書で特定した情報番号 14, 46, 65)の情報源の記載がない。
- ・ 7 件(同 10, 15, 16, 19, 40, 44, 45)は公表されているデータベースが情報源である。
- ・ 7 件(同 78-79, 81, 83, 95-97)は既に公表された情報であることを韓国が認めている。
- ・ 1 件(同 61)について、利害関係者から開示要求がなされていないところから韓国調査当局に開示義務はない、と韓国は誤った主張をしている。

2. 被申立国・韓国の主張

韓国調査当局は 6.5 条に不整合な行為を行っていない(7.203)。韓国の国内法に基づくアンチダンピング手続では、特定の情報を伏せた書類の提出をもって、当該情報は法の定める秘密情報に該当するとして「默示的」に秘密扱いを求めることとなることが確立された実務である。韓国調査当局は利害関係者にこの実務に従うよう求めている(7.205)。

3. パネル判断

11.4 条により、6.5 条は 11.3 条のサンセットレビューに適用されることは両当事国に異論はない(7.198)。6.5 条は、秘密扱いとする情報は、正当理由が示されることを条件として秘密扱いとすることが認められる(7.200)。

韓国は正当理由の明示的な記載がないことを争っていない(7.204)。日本は、「默示的」に秘密扱いを主張したとする実務が韓国に存在するという事実を争っていない(7.205)。

a. 申請者から正当理由の明示なく情報を秘密扱いすることは 6.5 条に不整合か。

AD 協定 6.5 条は、「正当理由が示された上で」としているのみで、正当理由の立証方法について特定していない。よって、正当理由の「默示の主張」は必ずしも 6.5 条不整合となるものではない。法定の分類の一つに該当することが明らかである情報については、「默示の主張」で十分であろう(7.206)。

韓国－空気圧伝送用バルブ事件において、上級委員会は「情報を伏せる方法による默示の表明は正当理由の立証に十分であるか疑問である」、「単なる情報の削除それ自体は秘密情報の法的分類に該当することを立証するものではない」との判断を示している¹。上級委員会に反対するものではないが、一定の場合には默示の主張でも十分ではないかと疑うものである(脚注 626)。また、6.5 条は正当理由の明示を提出者に義務付けているものでもない(7.208)。

本件で日本は韓国の制度それ自体(as such)を争っていないところから、個別事例についての評価となるが、日本は全ての事例について提出者に正当理由の明示義務があるという前提で主張立証を行っており、個別事例についての主張立証がなされなかった(7.209)。したがって、日本は、この点について立証していない(7.210)。

b. 韓国調査当局は秘密情報扱いする根拠を特定しなかったか。

6.5 条は情報提供者に情報を秘密扱いすることの理由を明示することを必ずしも求めておらず、調査当局に対しても全ての場合において調査当局が正当理由を検討したことを示す証拠を求めているものでもない。メキシコ－鉄鋼パイプ及びチューブ事件のパネル²が述べたように、AD 協定は正当理由の存在についてどのようにそしてどの程度まで評価したかを示すことを調査当局に義務付けていない(7.212-7.213)。

他方、調査当局は正当理由が示されたことについてみずから満足すればよいものではない。それが認められるのであれば、パネルは 6.5 条の遵守を客観的に評価する根拠を失う(7.214)。しかし、韓国調査当局は正当理由の根拠を明示していない(7.216)。

¹ Appellate Body Report, *Korea - Pneumatic Valves (Japan)*, WT/DS504/AB/R, para. 5.411.

² Panel Report, *Mexico - Steel Pipes and Tubes*, WT/DS331/R, para. 7.378.

日本が、性格上秘密ではありえない公表された情報であると主張する情報は、限定されたグループのみに限定された情報であり、その性格上、秘密であり得る。しかし、韓国は当該情報に第三者がアクセスできないことを示す証拠を指摘できず、むしろ、韓国関税局の公開データを元に作成された情報であることを肯定したと見ることができる(7.217)。

情報源の記載がない情報について、韓国調査当局が秘密として保護する正当理由を確認できたとは考えられない(7.218)。

公表された情報について、韓国は当該情報の購入が入手条件となっていると主張するが、その主張を裏付ける証拠はない(7.219)。

韓国は、利害関係者から情報を開示すべきとの要求がなかったと主張するが、6.5条は情報の秘密扱いについてかかる条件を付していない(7.220)。

本パネルは、韓国調査当局が秘密情報の扱いについて誠意をもってその法令、方針を遵守しているとの前提に立って検討したが、一連の明白な不適切性から、韓国調査当局は默示の主張を検査するとの前提に依拠することはできない。秘密扱いとする正当理由を確認したことと示す言及ではなく、パネルとして、正当理由が適切に示されたことを韓国調査当局が確保したことを確認する根拠がない。したがって、日本の附属書に示された102か所について韓国調査当局は秘密扱いを認めることにより6.5条に不整合に行為したと認定する(7.221)。

論点 L: その他の日本の請求—訴訟経済の適用

日本が主張した、インド産輸入と日本産輸入の累積評価のAD協定11.3条整合性、AD税継続のGATT6条6項(a)整合性、重要事実の開示のAD協定6.9条整合性、公告の詳細さについてのAD協定12.2条、12.2.2条、12.3条整合性、公開用要約についての6.5.1条整合性については、訴訟経済の観点から次の理由で審理しない(7.224-7.225)。

累積評価について、韓国は損害の可能性を検討するにあたり、累積評価と個別評価を併用している。特に、価格急落の結果についての中間認定とそれに基づく損害の可能性の決定は日本産品に限った認定である(7.229)。生産能力及び稼働についても、インドの生産稼働率との累積評価を行っていない(7.230)。

AD税賦課継続の決定はGATT6条6項(a)に不整合であるとの請求は、当該決定が11.3条に不整合であることに完全に依存する。よって、訴訟経済を適用することが相当である(7.232-7.233)。

重要事実の開示は、11.3条不整合を是正する履行手続きで新たに行われることとなる。よって、このパネル手続で既に行われた重要事実の開示を審理したとしても、履行手続には関係しない。また、日本は韓国の制度自体を問題としているものでもない。(7.234-7.235)。

公告について、日本はKTCの最終結論、貿易調査室の最終報告書、企画財政部の最終報告書のいずれが利害関係者に対する公告であるか不明であると主張したが、韓国は企画財政部の最終報告書が公告にあたると回答している。その他の点は、重要事実の開示と同様、履行により新たな公告がなされることとなるところから、訴訟経済を適用する(7.236-7.237)。

80か所の不適切な公開用要約については、既に6.5条不整合を認定したため、更に6.5.1条不整合を検討する必要はない(7.238-7.239)。

III. 解説

A. サンセットレビューにおけるAD税撤廃と国内産業の損害の可能性の関係の立証

1. AD税対象輸入の変化が国内産業の状況に与える影響分析の必要性

日本は、サンセットリビュー決定にAD税撤廃と国内産業の損害の再発との間の関連(*causal nexus*)の立証が必要であると主張した。これに対し、韓国は、それらの関連性(*nexus*)が示されれば十分であると主張した。(7.53)

本パネルは、11.3条の「unless」と「would be likely to lead to」との文言から、AD税撤廃と国内産業の損害の再発とが原因と効果(の可能性)の関係(*a link*)にあることを前提条件としている(7.53)として、調査当局は、かかる前提条件を立証する必要があるとした。ただし、当初調査と異なり、かかる立証について特段の方法を定めていないこと、また、ダンピング輸入と国内産業の損害との因果関係(*causal link*)を新たに立証することを求めているものではないことを確認した(7.54)。

これまでの事件で、上級委員会は、「『税の撤廃』と『ダンピング及び損害の継続又は再発』との間には前者により後者が『引き起こされる可能性がある』という関連性(*nexus*)が明確に立証されなければならない」³、との基準を示している。また、損害の可能性の決定について、上級委員会は、「第3条に従ってなされることは要求されていない」⁴としつつ、「第3条に列挙された要因を検討することを全く求められていないものではなく、調査当局が『理由ある結論』に到達するためには、第3条が要請する一定の分析が証明力を持ち、または要求される場合もあろう」⁵としている。

本パネルは、これら先例を踏襲し、さらに、本件サンセットリビューにおいて韓国調査当局が結論に至るまでの立証過程から、AD税の撤廃と国内産業の損害の可能性を関連づけるためには、調査当局は、AD税の撤廃による措置対象商品の価格及び数量の変動、そして当該変動による国内産業の損害の可能性、という各段階について立証する義務があることを示した。ただし、かかる価格効果分析は、11.3条は価格の押し下げ分析や上昇の妨げ分析を法的に要求するものではなく、本件の個別の状況が要請しているものである(7.78)、とした。

本パネルの判断は、個別事例において韓国調査当局が採用した立証手法に沿ったものであるとはいえ、通常のサンセットレビューにおいて、実質的にAD協定3.2条に類似する価格効

³ Appellate Body Report, *US – Antidumping Measures on Oil Country Tubular Goods*, WT/DS282/AB/R, para. 108.

⁴ Appellate Body Report, *US – Oil Country Tubular Goods Sunset Review*, WT/DS268/AB/R, para. 280.

⁵ *Ibid.*, para. 284.

果分析、数量効果分析、さらに3.4条に類似するダンピング輸入により想定される国内産業の経済指標の変化に基づく損害分析が必要とされることを示したものとして評価できる。AD措置撤廃それ自体を直接証拠として国内産業の損害の継続・再発が引き起こされると説明することは難しいであろう。AD措置撤廃により何らかの要因が変動すること、かかる変動により国内市場の状況に変化が生ずること、その変化により国内産業の経済状況も変化して損害が継続、再発する、という少なくとも3段階の認定を行う必要があると考えられるからである。調査当局は、個別事例の状況に応じて、AD税撤廃後に生ずるであろう市場状況の変化を証拠により裏付ける必要がある。その場合において、AD措置撤廃の直接の影響を受けるのは、AD措置の対象となっていた輸入である。よって、その輸入の数量及び価格がどのように変化し、その変化が国内産業の状況にどのような影響を与えるかを実質的な証拠に基づいて分析すべきことが必須となる。

本件では、AD税撤廃により日本産輸入の韓国市場価格が当該税額分引き下げられる、という韓国調査当局の第1段階の認定については争いとなっていない。争点は、韓国市場にどのような影響があるかという第2段階の分析であった。本パネルは、価格が最重視される市場において、第三国産や韓国産の価格よりも相当に高い日本産品がどのように韓国市場の状況を変化させるか韓国調査当局は証拠に基づく理由ある適切な説明を行っていない、との判断を示した。妥当な判断である。

2. サンセットリビューにおけるその他の要因の分析

AD税を撤廃した後のその他の要因による影響について、本パネルは、第三国輸入がAD税撤廃による日本産の価格及び数量の変化が国内産業の損害の再発との関係を切断したまでは減衰するか、という観点からの検討を行っている。これは、上級委員会が中国-*GOES*事件において示したAD協定3.2条の効果分析におけるその他の要因の検討方法に沿ったものと思われる。上級委員会は、調査対象輸入が顕著な国内産品の価格押し下げ又は抑制効果をもっていたかを検討し、国内産品の価格に効果を与えるその他の要因の及ぼす影響を考慮して説得力ある説明(explanatory force)を行わなければならない⁶とした。本パネルは、上述の第2段階の分析として、そのような中断原因を考慮する必要性を明らかにしたものであると評価できる。

他方、先例及び本パネルが指摘した通り、11.3条には3.5条のような不帰責原則を定めていない。したがって、その他の要因による影響を分離峻別することまでは求められないと考えられる。よって、サンセットリビューにおいては、その他の要因がAD税撤廃という原因による効果の断絶、減衰以上の分析は要求されないとみるべきであろう。

以上の点から、本パネルは、実質的に、AD協定3.2条、3.4条の分析に類似する分析がサンセットリビューにおける損害の継続・再発の可能性の判断の基本となることを明確にしたもの

⁶ Appellate Body Report, *China - GOES*, WT/DS414/AB/R, para. 152.

と思われる。

B. 累積評価

インド産と日本産輸入の累積評価を問題とした日本の請求に関し、本パネルは、韓国調査当局は価格急落の結果の中間認定とそれに基づく損害の可能性について日本産品に特定して決定しており累積評価していないとして、訴訟経済の観点から審理しなかった。

サンセットレビューにおける累積評価について、上級委員会は、米国 – 油井管サンセットレビュー事件において、第 11.3 条が “duty” と単数形を使用していることをもって加盟国ごとに損害の存続・再発の可能性の認定を行うことが義務付けられているとは言えないとして⁷、当初調査について累積評価は明示的に認められている一方でサンセットレビューにおいて累積評価を禁止する規定はないところも考慮すると、サンセットレビューにおいて累積評価は認められている、との解釈を示した⁸。米国 – 油井管アンチダンピング措置事件では、複数の輸入国を累積して評価することについて調査当局は理由ある適切な結論に至るために相互の競争状態を検討する必要がある場合があるが、それは個別の事例の状況に応じて求められるものであり、第 11.3 条の法的要件ではない⁹、との判断を示している。

それら上級委員会の判断もあり、米国、EU、そしてわが国もサンセットレビューにおいて累積評価を行っている。USITC は、1930 年関税法 752 条(a)(7)¹⁰の定めに従って、サンセットレビューが同一日に開始され、レビュー対象国の産品間及び当該産品と国内の同種の産品とが競争している場合で、かつ、AD 税撤廃後の国内産業への悪影響は認識できる程度のものではないとはされないと認定できた対象国について累積評価を行っている¹¹。ITC は、この範囲において損害の累積評価を行う前に対象輸入の国内産業への影響を国別に評価し、また、利害関係者からの累積すべきでないとの意見について検討している。

EU は、AD 協定 3.3 条と同様の規定である基本規則 3 条(4) の定めに従って、各対象国からの輸入の間及び国内産品との間で同様な競争条件にあると認定されたときは、累積評価を行っている¹²。

わが国もサンセットレビュー決定において累積評価を行っている。例えば、南アフリカ、中国、

⁷ Appellate Body Report, *US – Oil Country Tubular Goods Sunset Reviews*, WT/DS268/AB/R, para. 293.

⁸ Ibid, para. 297.

⁹ Appellate Body Report, *US – Antidumping Measures on Oil Country Tubular Goods*, WT/DS282/AB/R, para.153.

¹⁰ 19 U.S.C. § 1675a(a)(7).

¹¹ たとえば、*Prestressed Concrete Steel Wire Strand from Brazil, India, Japan, Korea, Mexico, and Thailand*, ITC Publication 5130, October 2020, pp. 11-23.

¹² たとえば、*COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2020/909 of 30 June 2020 imposing a definitive anti-dumping duty on imports of ferro-silicon originating in Russia and the People's Republic of China, following an expiry review pursuant to Article 11(2) of Regulation (EU) 2016/1036*, L208/2, 1.7.2020, recitals (202)-(205).

スペイン産電解二酸化マンガンサンセットリビューでは、AD 協定 3.3 条を参考として、各供給国の產品間及び供給國產品と国内產品との間において競争があることを確認して、累積的に評価するとの結論に至っている¹³。

C. 「必要な情報」とファクツアベイラブル

本パネルは、AD 協定 6.8 条は、利害関係者が調査当局の要請に係わらず最終決定に「必要な情報」を提供しないときに、別の情報源から得た情報（以下「ファクツアベイラブル」）を基礎として決定を行うことを調査当局に認めた条項であることを確認した。この「必要な情報」の範囲について、同条の文脈から、利害関係者が保有しているが調査記録にない情報で、それゆえに当局が提出を求めたものを意味する（7.185）、とした。この解釈に、不自然なところは窺えない。

問題は、どのような情報が利害関係者から入手する「必要」のある情報とされるか、である。本パネルは、6.8 条に明示されたガイダンスではなく、調査当局の行った評価の性質及び個別調査の状況によることとなる（7.186）とした。本件で問題とされた生産能力データについては、韓国調査当局が当初質問状において日本の輸出者に提出を求めたものであるから「必要な情報」にあたるとした。一度「必要な情報」をした場合、韓国調査当局は生産能力データの範囲を利害関係者に通知した後でなければ、利害関係者が必要な情報の提出を怠ったこととはならず（7.188）、かかる通知を行わずにファクツアベイラブルである ISSF データに依拠したことは 6.8 条に不整合であると判断した（7.196）。

本パネルのかかる 6.8 条の適用は、先例に沿ったものであり、誤りはないと思われる。「必要な情報」の解釈は、エジプト一鉄筋事件のパネル¹⁴が、附属書 II.1 項について、調査当局は利害関係者から取得することが必要な情報を特定する裁量を有する、としたところに沿うものである。また、調査当局が利害関係者から取得する必要のある情報であると判断したときは、附属書 II.1 項の規定から、情報提出の機会を通知されなかった輸出者に関してファクツアベイラブルを適用することはできないとの判断が示されている¹⁵。

その一方で、本パネルの判断は 6.8 条適用の限界も示している。上述の通り、6.8 条の規律は、調査当局が利害関係者から入手する必要があると判断した情報について適用される。したがって、調査当局が入手することを要しないと判断したときは、同条の規律は適用されない

¹³ 「南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長に関する調査結果報告書」（2014 年 2 月 21 日）、53-55 頁、at https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/EMD/data/140221_houkousho.pdf (as of 13 January 2021).

¹⁴ Panel Report, Egypt – Steel Rebar, WT/DS211/R, para. 7.155.

¹⁵ Appellate Body Report, Mexico – Anti-Dumping Measures on Rice, WT/DS295/AB/R, para. 259; Panel Report, US – Anti-Dumping and Countervailing Duties (China), WT/DS379/R, para. 16.16.

こととなる。

この裁量権は、調査方法及び判断基準について具体的に定めていないサンセットリビューにおいて特に顕著なものとなろう。当初調査の場合、調査当局は、2条及び3条に定めに従つてダンピングマージンを計算するためのデータ、ダンピング輸入と国内産品の価格及び数量データ、国内産業の経済指標データなどを収集する必要がある。それら情報は利害関係者が保有していることは明らかであるから、おのずと6.8条の規律が適用される情報も明確である。

しかし、サンセットリビューにおいて、調査当局には、ダンピングマージンの計算、また国内産業の15経済指標の分析すら義務づけられていない。調査当局は、個別事例の状況に応じて、ダンピング・損害の継続・再発の可能性を判断するために必要と思われる情報及びその情報源を決判断できるのである。たとえば、本件で問題とされた生産能力データについて、調査当局が当初からISSFデータで十分であり日本の輸出者から入手する必要はないと判断して、生産能力データを日本の輸出者に求めなかった場合、当該データは6.8条の「必要な情報」とされず、よってISSFデータの使用はファクツアベイラブルの問題とならかっただと思われる。また、ISSFデータを入手したときに日本の輸出者からの情報はもはや不要と判断しておればFA適用の問題とはならなかつたのではないであろうか。

このように、現状のAD協定6.8条の規律がサンセットリビューに及ぶ範囲には限界があると思われるが、調査当局は無制限の裁量を持つものではないであろう。生産能力データを保有している利害関係者に情報提供を求めなかつた調査は、同11.3条のto review, determineとの文言から、それらが要請される積極的な調査義務を果たしているか、また、ISSFデータは決定を裏付けるに十分な証拠力があるか、という点から問題とされよう。実務的にも、仮決定後の開示、または仮決定を行わなかつたときは重要事実の開示、において初めて最終決定に必要となる情報を利害関係者に開示する一方で、もはや新たな証拠を提出する期限は徒過したとした場合、利害関係者に十分な防禦の機会を与えるという適正手続きの観点から、当初から利害関係者に当該情報の提出を求めなかつたことが問題とされるであろう。

D. 黙示の正当理由の主張による情報の秘密扱い

AD協定6.5条は正当理由が示されることを条件として情報を秘密扱いとすることを認めており、本パネルは、正当理由の「默示の主張」は必ずしも6.5条不整合となるものではなく、韓国法に定める分類の一つに該当することが明らかである情報については、当該情報を伏せた書類の提出をもって「默示の主張」とすることで十分であろう(7.206)、との見方を示した。そして、上級委員会が韓国一空気圧伝送用バルブ事件において「情報を伏せる方法による默示の表明は正当理由の立証に十分であるか疑問である」(傍点加筆)と述べたところを根拠として、「上級委員会に反対するものではないが、一定の場合には默示の主張でも十分ではないかと疑うものである」(脚注626)との見解を示した。

かかる本パネルの判断は、これまでの上級委員会の判断とは食い違うものであり、上級委員会の説明を文脈から正しく捉えていないものと思われる。本件と同様の「默示の主張」が問題と

された韓国－空気圧伝送用バルブ事件のパネルは、情報の提出者が書類上で伏せた情報が韓国法令の定める分類のいずれに該当するものであるか特定されていない¹⁶、として韓国の默示の正当理由の表示の主張を退けた。上級委員会は、*EC – Fasteners (China)*事件における解釈¹⁷を引用して、情報の提出者が正当理由を示さなければならぬとした上で、本パネルが依拠した「疑問である」と述べた文に続けて、「我々の見解では、単なる情報の削除それ自体は秘密情報の特定の法律上の分類に該当することを立証するものではなく、ましてやかかる情報を秘密として扱う正当理由があるとするものではない」との判断を示した。さらに、「提出物上に表示されなかった情報がどのように法律に規定された情報の一般分類に該当するかの表示の欠如は利害関係者からの正当理由の立証としては不十分であると思われる(appears insufficient)」との判断を示したものである。この文脈では、「疑問がある」、「思われる」との表現は丁寧語に過ぎず、默示による正当理由の主張が認められたものではないであろう。

個別事例では、例えば製造原価、販売価格、販売条件など、情報の性格から一見して疑問の生ずる余地なく秘密と認められる情報はあろう。しかし、AD 協定 6.5 条は、そのような「その性質上 … 秘密であるもの」についても「正当な理由が示される」ことを求めているのである。これは、情報自体が秘密性を証明しているとして正当理由を示さないことを認める実務対応を許容していないと考えるべきである。

また、情報自体が正当理由を主張していることとすると、秘密とすべき事情説明を要する情報との境目をあいまいとしてしまい、安易に秘密扱いを認める結果となってしまうのではないか。事実、本パネルが「韓国調査当局は默示の主張を検査する制度」にないと認定し、個別事例の問題として默示による正当理由の証明がなされたことを否定したことは、安易に「默示の主張」という制度を認めるこの危険性を示している。

以上から、本件パネルの判断には問題があると考える。

E. 本報告書発出後の動き

2021年1月22日、韓国は本パネル報告のうち次の点について上訴した¹⁸。上級委員会は2019年12月から機能していないため、本件は実質的に長期的な審理保留状態となり、結論が出される時期は見通せていない。

1. パネルは、韓国調査当局による価格効果及び数量分析の認定及びISSFデータの適用に係りパネル設置要請の範囲を逸脱して日本のための論理を展開して、DSU 第 7.1 条及び第 11 条に反した。
2. 累積評価について訴訟経済を適用するとしたパネル判断は DSU 第 11 条に反している。
3. パネルは AD 協定 11.3 条の解釈及び適用を誤って韓国調査当局の判断を全体として

¹⁶ Panel Report, *Korea – Rheumatic Valves*, WT/DS504/R, para. 7.432

¹⁷ Appellate Body Report, *EC – Fasteners (China)*, WT/DS397/AB/R, para. 539.

¹⁸ WT/DS553/6, 1 February 2021.

評価することを怠り、特定の側面のみを評価することにより、DSU 第 11 条及び AD 協定 17.6 条に反した。

4. パネルは、AD 協定第 11.3 条の適用を法的に誤り、また問題の客観的評価を行わずに対象産品は「価格に敏感である」という特定の考察に重く依拠して、韓国調査当局は日本産品の価格及び数量について偏向のない客観的な評価を怠ったと判断したものであり、DSU 第 11 条に反している。
5. 生産能力及び稼働率についての中間認定に関して韓国調査当局は 11.3 条に不整合な手続及び判断を行ったとするパネル判断は、法的に誤りであり、また、かかる問題を客観的に評価することを怠ったものであり、DSU 第 11 条及び AD 協定 17.6 条に反している。
6. 韓国調査当局が生産能力及び稼働率の情報としてファクツアベイラブルを適用したとするパネル判断は、AD 協定第 6.8 条及び第 11.4 条の適用を誤ったものであり、DSU 第 11 条及び AD 協定 17.6 条に反している。
7. パネルは全ての関連認定について全般的に客観的な評価を怠っており、DSU 第 11 条及び AD 協定 17.6 条の基準を満たしていない。

以上